

南島原市発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加規制について

平成25年8月1日 25南管財第473号

最終改正 平成27年3月23日 26南管財第914号

1 実施事項

入札の適正さが阻害されるおそれがある一定の関係（資本的関係又は人的関係）の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、2に掲げる系列会社の基準に該当する場合には、4に掲げる取扱いを行うものとする。

2 系列会社の基準

次のいずれかに該当する二者以上の場合

(1) 資本的関係

①親会社と子会社（会社法施行規則（平成18年2月7日法務省令第12号）第3条に規定する親会社、子会社をいう。）の関係にある場合

②親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、監査役を除く。）

(3) 複合的関係

上記、(1) (2) が複合該当する二者以上の場合

3 公告等への記載

入札公告共通事項書に、入札公告の日から落札決定の日までにおいて入札に参加する者の間に一定の系列関係がないことを競争参加資格要件として記載する。また、入札公告及び入札執行通知者に、同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を記載することとし、入札に関する条件として明示するものとする。

4 該当する場合の取扱い

(1) 競争参加資格の確認、競争参加資格不適格の決定、入札無効等に関する取扱い

事前審査型入札においては、南島原市建設工事一般競争入札実施要綱（平成25年8月1日南島原市告示第101号）第9条第2項の規定に基づく競争参加資格確認通知書により、競争参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を規制する。なお、同通知後から落札決定までの間で、新たに同系列会社の基準に該当することとなった場合は、同告示第20条第1項の規定に基づき、その者のした入札を無効とする。

同様に、事後審査型入札においては、同告示第16条第2項の規定に基づく競争参加資格要件不適格通知書により、競争参加資格がない旨の通知を落札候補者に行い、その者のした入札を無効とする。

ただし、同系列会社に該当する者が、基準に該当することに気づき、一者を除く全てが入札に参加しない（事前審査型入札は競争参加資格確認申請書の取下げ、事後審査型入札は入札参加申込書の取下げ又は入札不参加）場合には、残る一者の入札は無効としない。

共同企業体の場合、系列関係がある会社同士が互いに別の構成員同士である場合は、いずれか1企業体のみの入札参加とする（系列関係がある会社同士が同一共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能とする。）。

また、系列会社の関係にある入札参加希望者が本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合と解さない。

(2) 指名停止に関する取扱い

前記3に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列会社に該当する者は、指名停止措置の対象とする。

- 5 系列会社に関する有資格業者からの照会又は確認への対応について
 - (1) 有資格業者から自らの入札参加資格に関し、系列会社としての該当又は取扱い状況について、各発注機関に照会又は確認があった場合は、当該者の関係するデータについてのみ、閲覧方式又は文書により回答するものとし、電話による回答は行わないものとする。
 - (2) 閲覧の際は、当該者の身分証明書又は名刺等により所属及び役職を確認した上で、閲覧に供するものとする。
- 6 系列関係に変更を生じた場合の取扱い
有資格業者が系列関係に変更（新規該当、非該当、届出内容の変更）を生じた場合は、速やかに系列会社についての変更届出書を記入の上、総務部契約担当課宛に書面により届け出ることとする。
- 7 適用日
この取扱いは、平成25年8月1日以降に入札公告又は執行通知を行う入札から適用する。
この取扱いは、平成27年4月1日以降に入札公告又は執行通知を行う入札から適用する。